



栃木県公報

令和 7 (2025) 年
9 月 30 日 (火)
号 外
第 44 号

目 次

規 則

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則等の一部改正…………… 1

規 則

栃木県規則第47号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 7 年 9 月 30 日

栃木県知事 福 田 富 一

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則等の一部を改正する規則

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部改正)

第 1 条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則 (平成18年栃木県規則第49号) の一部を次のように改正する。

別記様式第26号中「自立訓練」の次に「、就労選択支援」を加える。

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者の指定等に関する規則の一部改正)

第 2 条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者の指定等に関する規則 (平成18年栃木県規則第50号) の一部を次のように改正する。

別記様式第 8 号中

「	自 立 訓 練			1 新規 2 変更 3 終了			を
---	---------	--	--	----------------	--	--	---

「	自 立 訓 練			1 新規 2 変更 3 終了			に
	就 労 選 択 支 援			1 新規 2 変更 3 終了			

改める。

(栃木県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則の一部改正)

第 3 条 栃木県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則 (平成11年栃木県規則第55号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表第 1 (第 2 条関係) 公共的施設及び特定施設			別表第 1 (第 2 条関係) 公共的施設及び特定施設		
区 分	公 共 的 施 設	特定施設	区 分	公 共 的 施 設	特定施設
建築物	1 ～ 7 略		建築物	1 ～ 7 略	
	8 老人福祉施設、有料老人ホーム、介護老人保健施設、身体障害者社会参	略		8 老人福祉施設、有料老人ホーム、介護老人保健施設、身体障害者社会参	略

	加支援施設、児童福祉施設、障害福祉サービス（生活介護、施設入所支援、自立訓練、 <u>就労選択支援</u> 、就労移行支援及び就労継続支援に限る。）を行う施設又は福祉ホーム			加支援施設、児童福祉施設、障害福祉サービス（生活介護、施設入所支援、自立訓練_____、就労移行支援及び就労継続支援に限る。）を行う施設又は福祉ホーム	
	9 ～ 27 略			9 ～ 27 略	
略			略		

附 則

この規則は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

(障害福祉課)